

令和4年度総会「研修会」

川添地区 古川 由美

- テーマ：事例で学ぶ！若者を狙った悪質商法・詐欺の手口と対策
- 講師：高松市消費生活センター長 山本 和代氏
- 日時：令和4年4月26日(火)11時～
- 場所：高松市危機管理センター 502会議室



令和4年4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられました。

○契約って、例えば

- ・カフェでケーキを注文する
 - ・アパートを借りる
 - ・エステを受ける
 - ・バスに乗る
- これらは全て契約になります。

○契約は「申込み」に対して、相手が「承諾」した時に成立し、原則、口約束でも成立。

○契約後の解約方法は限られており、さらに成年(18歳)になると、未成年者取消権*が行使できなくなるので、契約をする時は慎重によく考えて、契約内容をしっかり確認することが大切。

○架空請求詐欺は、「クリックしない」「IDやパスワードを入力しない」「不正なアプリをインストールしない」

○通信販売では、「申込み時に、記載内容を隅々までしっかり確認する」「小さな文字までよく読む！」

成年年齢が引き下げられて、改めて契約について考えることになりました。年齢に関係なく、契約する時は書類をよく読み十分に注意しましょう。口約束でも契約は成立すると知っておくこと。困った時は、信頼できる誰かに話しをする。聞いてもらう。相談する。一人で悩まないことです。

*未成年者の契約は、原則、保護者等の法定代理人の同意が必要であり、同意のない契約は、一定の場合を除いて取消することができる権利(取り消せない場合もあるので要注意)

金融教育講座

仏生山地区 佐々木 敏子

- テーマ：デジタル終活は元気うちに！
- 講師：特定非営利活動法人 シニアネットかがわ デジタル資産研究所
- 日時：令和5年1月17日(火)10時～12時
- 場所：高松市役所11階 114会議室



デジタル社会にのり遅れないために、デジタルの財産を作ってきましたが、整理することは考えてきませんでした。

今回の講座でスマホに保存したデータなどを生前整理する大切さを学びました。遺品の引継ぎをめぐり、故人のパスワードなどが分からないために、資産の把握に時間と労力が必要になる上、データを失うトラブルが発生しているそうです。自分にとって便利な物であっても、残された家族が困るので伝えることは書類に残しておく。家族に迷惑をかけないように、書き留めておくようにしたいと思います。

高松市エシカル消費講演会

檀紙地区 安部 千代子

- テーマ：エシカル消費でくらしと地域を守ろう！～“連帯”の推進で、コロナ禍、戦争の恐怖をのりこえる～
- 講師：元消費者庁長官 阿南 久氏
- 日時：令和4年9月17日(土)13時半～15時
- 場所：高松市生涯学習センター 多目的ホール



SDGsとは、国連が定めた、経済・社会・環境をめぐる17の課題について「誰ひとり取り残さない」ことを目標に、世界中全ての人が達成すべき持続可能な開発目標です。

これらの目標について、国連からの各国の現在の状況について説明を受けました。

ウクライナ軍事侵攻、コロナ禍でもあり、貧困や飢餓は悪化し、また、輸入に頼っている日本の食糧自給力指標も低下しています。また、ジェンダー平等においては、男女の格差はまだ大きく自殺者も増えています。そして、国民生活センターからの消費者相談にもウクライナ関連やコロナ感染に関するトラブル等もあり、それらの被害状況についての報告もありました。

しかし、そういう状況の中でも、私たち消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成のための施策として、エシカル消費があります。私たちが今できることは、エシカル消費の普及・啓発のため、日々の消費生活において、環境への配慮、社会への配慮、人への配慮、地域への配慮、そして生物的多様性への配慮についてあらためて考え、暮らしを見直し、取り組むことが大切だと学習しました。